

スポーツ少年団体・大会派遣の補助

豊岡市スポーツ少年団体活動補助金

スポーツを通して子どもたちの健全育成を促進するとともに、スポーツ少年団体の活性化により社会体育の振興を図るため、活動費を補助します。

- ▼対象 市内の小中学校区などで組織されているスポーツ少年団体
- ▼補助金額 1団体2万円
- ▼申込期限 7月2日(月)



豊岡市社会教育関係団体等各種大会派遣補助金

社会教育関係団体の活動を奨励し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな地域づくりを推進するため、大会への参加に必要な経費の一部を補助します。

- ▼対象 予選を経て、県大会以上の各種大会に出場する市内の社会教育関係団体や個人
- ▼補助金額 補助対象経費(参加料、交通費など)の2分の1
- ▼申込期限 該当する大会の開催日(参加する前に申請してください)

[共通]

- ▼申込み スポーツ振興課または市ホームページにある申請書に必要事項を記入の上、スポーツ振興課に提出してください。

《問合せ》スポーツ振興課 ☎21-9023

普通河川浚渫の補助

市では、良好な河川環境を維持し、地区住民の安全で安心な生活を確保するため、地元で「自分たちの地域を流れる川は自分たちで守ろう」という活動に対して河川の浚渫費用を補助します。

- ▼対象 区(町内会)
- ▼補助内容 土砂などの堆積が著しく、かつ、人家への影響の恐れのある場合に、堆積した土砂などの除去に対し補助します。対象となる河川は、高さ・幅がそれぞれ1m以上の普通河川(一級河川、二級河川、および準用河川以外の河川)とし、水路、都市下水路、雨水幹線などは対象外です。



- ▼補助金額 除去した土砂など1立方メートル当たり5千円。ただし、1区50万円を限度とします。

- ▼申込み 5月25日(金)までに連絡
※申請額の合計が市の予算限度に達しなければ、申込期限以降も申請を受け付けますので、問い合わせてください。

- ▼審査・決定 6月中に現地確認などにより審査し、7月上旬に決定します。

- ▼その他 希望する方は、事前に相談してください。

《申込み・問合せ》建設課 ☎21-9007

除雪機緊急整備の補助

市道の除雪は、幹線道路や通学路を中心に除雪路線を定めて行っています。しかし、

除雪路線以外は、地域内の助け合いで対応されています。特に雪の多い地域では、除雪機の購入費用など多くの支出が必要で、市による支援が求められていました。

このため、市では平成29年度に除雪機購入のための補助制度を復活させました。この補助制度は、区が除雪機を購入する際にその経費の一部を補助するものです。なお、緊急的に支援を進めるため、31年度までの補助制度としています。

- ▼対象 自治会または地域コミュニティ組織
- ▼補助内容 共助により市道生活道路などを除雪するために購入する除雪機に対し、次の要件を満たす場合にその購入経費の一部を補助します。

- 購入する除雪機による除雪計画を作成すること
- 購入する除雪機が、道路交通法等除雪作業を行う上で

必要な法令に適合した機種であること

▼台数

- 1団体1台(単年度)
- 1団体の総補助台数は、2台を限度(初回申請団体を優先します)

- ▼対象経費 市道、生活道路などの除雪に必要な除雪機および付属部品の購入に要する経費

- ▼補助金額 除雪機1台につき補助対象経費の3分の2以内。千円未満の端数は切り捨て(上限150万円)

- ▼申込み 5月31日(木)までに、必要書類を提出

- ※申請額の合計が市の予算限度に達しなければ、申込期限以降も申請を受け付けますので、問い合わせてください。
- ▼審査・決定 書類などを審査し、6月中旬に決定

《申込み・問合せ》建設課 ☎21-9007



小さな自然再生活動の助成

自然や生きもののため
「小さな自然再生」に取り組み
活動を支援します。

たす市民団体・グループな
ど
○市内に活動拠点（有し、主
に市内で活動）

▼活動期間 平成31年3月31
日（日）まで

▼対象活動 次のいずれかの
活動

○地域の生物多様性を保全す
るための「小さな自然再生
作業」（ビオトープづくり、
外来植物の除去など）

○地域の生物多様性を知るた
めの観察会や生きもの調査

○コウノトリ野生復帰や生物
多様性をテーマとした自然
環境体験学習活動

▼対象者 次の要件を全て満
つ

○公共の福祉を目的とした自
主的な活動

▼助成金額 1件当たり10万
円以内（謝金、手数料、通
信運搬費、消耗品費など）。

1万円未満は切り捨てます。
※申請者が同様の活動内容
で当該助成を受ける場合、
上限3回（1年につき1
回）。

▼申込み 平成31年3月1日
（金）までに、市ホームペー
ジやコウノトリ共生課にあ
る

電気式生ごみ処理機購入費の補助

家庭から排出
される生ごみの
減量を図るため、
電気式生ごみ処
理機を使って自
家処理をする方に対し、購入
費の一部を補助します。



▼対象 次の全てに該当する

▼補助金額 購入価格の2分
の1

方
○市内に住所を有し、居住し
ている
○過去5年間にこの補助を受
けていない（世帯単位）
○購入後、継続して利用する
※補助内示前に購入したも
のは補助の対象外

る申請書および団体調書を
提出

※予算がなくなり次第、募
集を締め切ります。

《申込み・問合せ》コウノト
リ共生課 ☎21-9017



木質ペレットストーブ・ボイラー、薪ストーブ・ボイラー設置の補助

ペレットストーブ等の設置費用の一部を補助
します。

▼対象 次のいずれかの方

○市内に住所を有し、市内の住宅に設置
○市内に事業所等を有し、事業所や施設等に設
置

○市内の地区集会所に設置

▼補助金額

○ペレットストーブ、ボイラー
本体購入費の2分の1以内（上限20万円）
○薪ストーブ、ボイラー
本体購入費、排気設備、付属品および設置工
事費の合計金額2分の1以内（上限20万円）
※予算の範囲内で先着順（約20台分）

▼条件

○申込み時点で未購入
○設置時に未使用



○市内の事業者から購入・設置
○市内産のペレットまたは薪を使用
○薪ストーブは二次燃焼機能付きまたはペレ
ット兼用
○薪ボイラーは熱源能力が平均30,000kcal以上
▼申込み 市ホームページにある申請書に必要
書類を添えて提出

取扱事業者登録

ペレットストーブ・ボイラー、薪スト
ーブ・ボイラー販売・設置工事を行う市
内の事業者の登録を受け付けています。
登録された情報の一覧は市ホームペー
ジで公開し、問合せの際に利用します。登
録方法は、市ホームページなどで確認し
てください。

《申込み・問合せ》コウノトリ共生課 ☎21-9017